

農林水産省提出資料

## J A S法と食品衛生法の表示の一元化についての検討

### 法律の一元化の検討の前提

一元化の検討は、今後とも中間取りまとめで指摘されたような問題点が再度発生しないよう、各府省の連携を将来にわたって継続的に推進するために行うもの。

表示制度を担当する組織については、効率的・的確なルール設定・監視の観点から、専門的知識を有する行政組織がそれぞれ担当することが適当。

## （現行制度）

JAS法

品質に関する表示

原産地表示

期限表示

表示基準：農水大臣が設定。



監視体制：農水大臣が監視。



是正措置：  
農水大臣による指示、命令。命令に従わない場合の罰則（注）

食品衛生法

衛生上の危害の防止に関する表示

期限表示

アレルギー表示

表示基準：厚労大臣が設定。



監視体制：厚労大臣が監視。



是正措置：  
厚労大臣による廃棄命令等。直接罰則を課すことも可能（注）

（注） 食品衛生法では、衛生上の危害の防止が目的とされており、その観点から、是正措置として廃棄命令等を規定している。

JAS法は、一般消費者の選択に資することが目的とされており、その観点から適正な表示を担保するため、表示違反者に対してはまず指示・命令を行うことを規定している

など、是正措置は、目的に対応して規定されている。

## (見直し後のイメージ)

A案 品質、衛生上の危害の防止に関する表示基準を各大臣が設定

### 食品表示法（仮称）

#### 品質に関する表示

原産地表示

期限表示

表示基準：農水大臣が設定。



監視体制：農水大臣による監視。



是正措置：  
農水大臣による指示、命令。命令に従わない場合の罰則。

#### 衛生上の危害の防止に関する表示

期限表示

表示  
アレルギー

表示基準：厚労大臣が設定。



監視体制：厚労大臣による監視。



是正措置：  
厚労大臣による廃棄命令等。直接罰則を課すことも可能。

#### 【検討を要する点】

- 単に接着しただけで、法律の中では2つの観点からの表示基準に分かれており、現行と何も変わらないのではないか。

B案 全ての表示基準を両大臣が共同で設定

### 食品表示法（仮称）

#### 品質又は衛生上の危害の防止に関する表示

原産地表示

期限表示

アレルギー

表示基準：農水大臣と厚労大臣が共同で設定。



監視体制：農水大臣と厚労大臣が共同で監視？

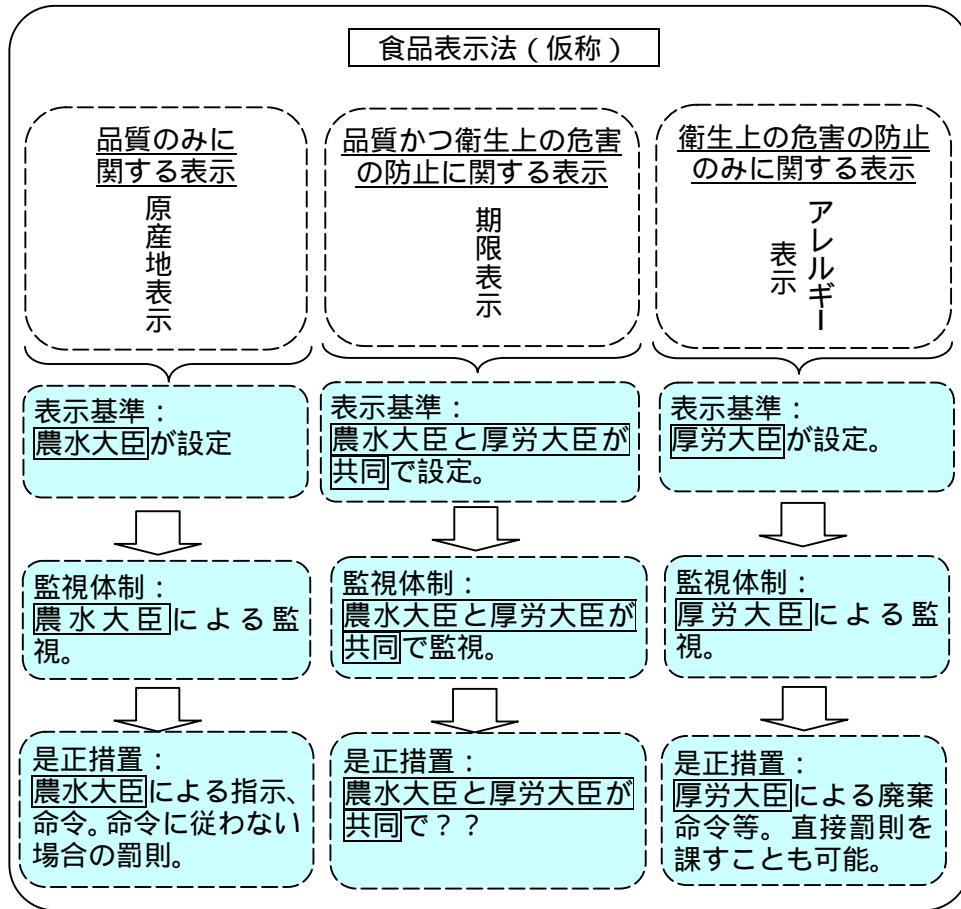


是正措置：農水大臣と厚労大臣が共同で??

#### 【検討を要する点】

- 厚労大臣が原産地表示の表示基準を定めること、農水大臣がアレルギー表示の表示基準を定めることは不適当ではないか。
- 厚労大臣が原産地表示を監視すること、農水大臣がアレルギー表示を監視することは不適当ではないか。
- 厚労大臣と農水大臣が共同で監視することになると、常に両方が一緒に監視を行わなければならず、監視人員の活用が非効率になるのではないか。
- 厚労大臣が原産地表示について是正措置を行うこと、農水大臣がアレルギー表示について是正措置を行うことは不適当ではないか。
- 是正措置は、農水大臣と厚労大臣が共同で基準を設定していることから、両大臣共同で行わなければならないと考えられるが、具体的にどのような是正措置となるのか。

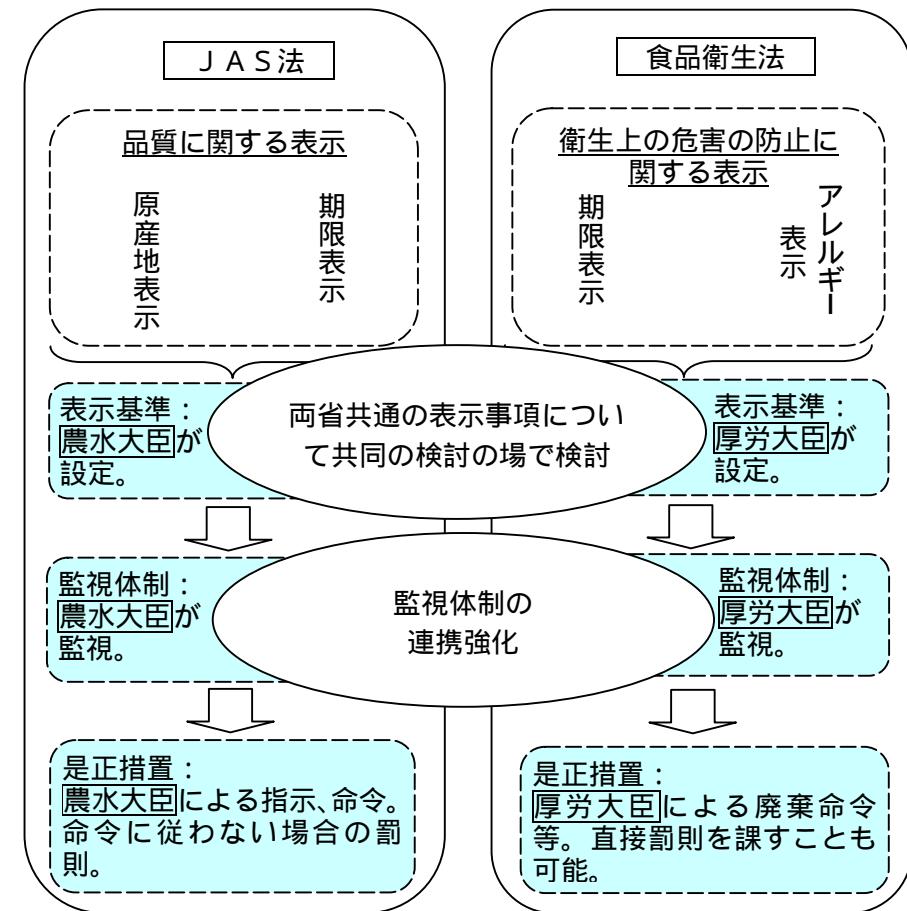
C案 品質と、衛生上の危害の防止双方に関する表示基準は両大臣共同で設定  
(それ以外は各大臣が設定)



#### 【検討を要する点】

- の3本立ての基準ができ、現在よりもさらに分かりにくくなるのではないか。
- の是正措置は、農水大臣と厚労大臣が共同で基準を設定していることから、両大臣共同で行わなければならないと考えられるが、具体的にどのような是正措置となるのか。

D案 JAS法と食衛法は現行のまま、運用上の連携を強化



#### 【検討を要する点】

- 共同の検討の場での検討事項、監視体制の連携強化のあり方について検討が必要。

(注) 資料の簡略化の観点から、地方自治体等についての記述は省略してある。また、「原産地表示」「期限表示」等は、表示基準の代表的な例である。